

# 第149回秋田県種苗交換会由利本荘市協賛会

## 「由利本荘市内業者」出店募集要項

第149回秋田県種苗交換会における由利本荘市内業者の出店条件等については、この要項に定めるところによる。

### 1. 募集内容

1) 申込資格 由利本荘市内に所在する事業者・団体

2) 募集小間数 ①屋内 15小間程度（火気使用不可、一部IH使用可能エリア有り）

②屋外 20小間程度（炭の使用不可）

**※応募者多数の場合は抽選とする**

3) 申込方法 協賛会指定の申込書類を使用し、運営本部事務局に持参または郵送により申し込みください。

※必要書類がすべて揃っていない場合は受理しません。

※電話での申込は一切受け付けません。

①申込書 : 様式第1号

②誓約書 : 様式第2号

③出店(出展)者名簿 : 様式第3号

④営業補助者表 : 様式第4号

⑤営業補助者名簿 : 様式第5号

⑥同意書 : 様式第6号 ※未成年者が従事する場合

⑦証明用写真 : 出店者、営業補助者とも各2枚

(縦3.0cm 横2.4cm 裏面に氏名記入)

⑧身分証明書類 : 出店者及び営業補助者全員のいずれかの書類の写し

ア 個人番号(マイナンバー)カード(表面のみ)

イ 運転免許証(裏面の備考欄に記載がある者は両面)

ウ 住民票(個人番号の記載のないもの)

⑨営業許可証 : 会場で飲食類を調理・提供する場合は飲食店営業許可証の写しを提出すること

【申込先】〒015-8501

秋田県由利本荘市尾崎17 本荘由利広域行政センター3階

第149回秋田県種苗交換会由利本荘市協賛会 運営本部事務局

TEL 0184-74-6712 FAX 0184-24-6396

4) 申込期間 令和8年6月1日(月)～6月30日(火)

※土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで。

※申込期間以外の受付は行いません。

## 2. 出店条件等

- 1) 出店期間
- ①全日程の部(屋内) 令和8年10月31日(土)～11月4日(水)までの5日間
  - ②全日程の部(屋外) 令和8年10月31日(土)～11月4日(水)までの5日間
  - ③土日の部(屋内) 令和8年10月31日(土)、11月1日(日)の2日間
  - ④土日の部(屋外) 令和8年10月31日(土)、11月1日(日)の2日間
- ※いずれか1部門への応募とし、全日程の部を優先的に配置する**
- 2) 出店時間 午前9時～午後4時を予定（最終日は正午まで）
- 3) 出店場所 種苗交換会協賛会場の指定の場所（ナイスアリーナを予定）
- 4) 小間の大きさ
- ①屋内出店 幅3.6m × 奥行き2.5m
  - ②屋外出店 幅4.0m × 奥行き3.6m
- 5) 出店小間数 1出店者につき1小間まで
- 6) 出店費用 協賛会指定の方法によって指定期日までに納入すること。また、出店許可証発行後の出店費用の返還は行いません。
- 5日間出店 15,000円
  - 2日間出店 10,000円
- 7) 小間割 運営本部事務局で決定する。
- 8) 出店者説明会 後日、協賛会から通知する。
- 9) 小間の設置等
- ①出店に係るテント・備品等は出店者が準備すること。
  - ②小間の準備は次のとおりとする。
    - ・準備期間 令和8年10月30日(金)  
午前9時～午後4時30分
  - ③小間の撤去は次のとおりとする。
    - ・撤去期間 ①土日の部 令和8年11月1日(日) 午後4時～午後6時00分
    - ②全日程の部 令和8年11月4日(水) 午後1時～午後4時30分
    - ・立ち会い 撤去完了後、運営本部事務局の確認を受けること。  
施設等に損傷等見つかった場合は、出店者が補修すること。
  - ④会期中の物資の搬入・搬出については次のとおりとする。
    - ・屋内  
搬入 午前8時00分～午前8時30分  
搬出 午後4時00分～午後6時00分
    - ・屋外  
搬入 午前7時00分～午前8時30分  
搬出 午後4時00分～午後6時00分
    - ※車両の乗り入れは、指定の時間以外認めない。

- 10) 設 備
- ①屋内出店は、施設内の電源を使用することができる。
  - ②屋外出店の電気設備(発電機等)は、出店者が自ら準備すること。  
発電機等の使用方法を確認し、適切に使用すること。  
発電機等の使用時間は騒音の観点から午前7時30分～午後5時までとする。  
※炭を使用しての営業は認めない。
  - ③給排水は、原則として協賛会が設置する共同利用設備を利用すること。  
油や固形物等の排水処理を行い、適切に排水すること。

11) 出店許可等

- 出店許可証は、書類審査後、出店費用の納入を確認した上で交付する。
- 出店申込内容と異なる出店を行った場合は、許可を取り消す場合がある。
- 小間の転売、転貸、名義貸し及び虚偽の申請などの不正並びに不法行為を行った場合は、許可を取り消す。
- 出店期間中は、小間店舗に出店許可証を掲示するとともに、営業責任者証、営業補助者証を常に着用すること。  
※営業責任者証、営業補助者証の着用がない場合、出店を認めない。  
※出店許可証がない場合は、出店を認めない。
- 小間位置の変更は、協賛会が特に指定した場合を除き、原則として認めない。
- 出店許可証は第149回秋田県種苗交換会限り有効であるものとし、将来の既得権にはならない。
- 出店申請者(個人又は法人をいう。)又は営業補助者が次に該当するときは、出店を認めない。
  - ア. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - イ. 暴力団又は暴力団員が経営を支配していると認められるとき。
  - ウ. 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - エ. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - オ. 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - カ. 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不正に利用するなどしているとき。
  - キ. 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

12) 期限付酒類小売業免許の届出手続について

- 種苗交換会において販売場を設けて酒類を販売しようとする場合には、期限付酒類小売免許を受ける必要があります。(酒税法(昭和28年法律第6号)第9条第2項)
- 会場においてビール等をコップに注ぐなどその場で酒類を提供するような場合は、酒税法上の酒類販売業免許は必要ありません。
- 酒類販売に関する手続きについては、本荘税務署(TEL 0184-22-2335)へ問合せください。

13) その他留意事項

- 出店に必要な関係機関への許可申請・届出等は出店者が行うこと。
- 小間の準備にあたっては、隣接する小間とのトラブルがないよう、割り当てられた区画内に設置すること。
- 小間の設営、撤去時及び会期中は、会場設備および備品等を傷つけないよう、出店者の責任において

て必要な防護措置を講じるとともに、万が一傷つけた場合は出店者の負担で修理すること。

- 小間の清掃及びごみの処理は、出店者が行うこと。
- ごみの処理は協賛会指定のごみ袋(有料)を使用し、協賛会が指定する分別方法により適正に処理すること。
- 火気を使用する場合は、必ず業務用消火器(6型以上)を小間店舗内に備え付けること。
- 会場内においては飲酒、賭博及びその他の類以行為をしてはならない。
- 食品を取り扱う場合は、衛生管理を徹底するとともに、飲食店では原材料にアレルギー食品が使用されているかどうか参観者に説明できるようにすること。
- 商品の販売価格は、市販価格を基準とした適正な価格設定を行うこと。
- 小間店舗の装飾は、種苗交換会会場全体の美観に配慮すること。
- 参観者及び出店者間のトラブル、迷惑行為及び暴力行為を起こしてはならない。
- 関係者駐車場への駐車は、1事業者2台までとする。
- 指定場所以外への駐車は認めない。
- 水道利用の際は節水を心がけること。
- 必ず指定期間内に小間の準備を完了すること。
- テント使用の場合は、必ず強風でも飛ばない対策を講じること。
- 災害、盗難等による損害については、協賛会は一切の責任を負わない。
- 出店を認められなかったことについて、一切の異議申立は受け付けない。
- 出店の不許可・取り消し・売上不振・種苗交換会の延期または中止、その他に伴う損害等について、一切の補償は行わない。金銭の要求も受け付けない。
- 協賛会、警察、消防及び保健所の指示等に従うこと。
- その他協賛会の指示に従わない場合は、営業開始前後問わず出店を取り消す。

#### 14) 個人情報の取り扱いについて

- 出店申込にかかる個人情報の取り扱いについては、協賛会が別に定める「第149回秋田県種苗交換会出店(展)募集における個人情報の取り扱いについて」に基づいて管理します。